

平成29年2月定例会 常任委員会

農林水産委員会

委員長名	遊佐久男
委員会開催日	平成29年3月6日(月)、9日(木)、10日(金)
所属委員	〔副委員長〕 佐藤義憲 〔委員〕 渡部優生 紺野長人 西山尚利 阿部裕美子 齋藤健治 瓜生信一郎



遊佐久男委員長

- (1) 知事提出議案：可 決…17件
[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)
- (2) 議員提出議案：否 決…2件
[※議員提出議案はこちら【PDF】](#)
- (3) 請 願：不 採 択…1件
[※請願はこちら](#)

(3月 6日 (月))

紺野長人委員

土地の確定等の関係で、事業がおくれるなどさまざまな影響が出たとの説明が何件かあったが、農地関係の測量は県が直接行っているのか、それとも別の団体に依頼しているのか。

農林技術課長

用地の測量関係と思うが、コンサルタントに委託して実施しており、相手方としては、土木部と同じようなコンサルタントに委託して外注する形になっている。

紺野長人委員

そのコンサルタントの仕事の進め方がおこなわれているのか、それとも例えば、地震等によってずれが生じている部分などで困難な部分が相当出てきているのか。

農村基盤整備課長

土地の問題については、測量がどうこうというより、共有地等買収困難な土地が多く、相続の調査などの手続に時間がかかっている。

阿部裕美子委員

農4～5ページで、福島県営農再開支援事業費、原子力被災12市町村農業者支援事業費、東日本大震災農業生産対策事業費など、被災地におけるいろいろな事業が減額となっているが、被災地で農業を再開し、再建していくことの困難な状況がこのような形であらわれていると思う。

具体的には、農4ページ最初の福島県営農再開支援事業費が34億7,574万円の減額となっているが、もう少し詳しく説明願う。

農林企画課長

営農再開支援事業については、先の見通せない避難地域の営農再開、または県内全域の放射性物質の吸収抑制対策を支援するものであり、平成24年度に約232億円の基金を積んで実施している。この事業は、避難地域の営農再開に21の対策と、吸収抑制対策として2つの対策、合わせて23の対策を県内で展開しており、これらの対策それぞれに理由があって補正額が生じ、合計でこの額となった。

減額の理由であるが、例えば除染した農地の保全管理事業については、富岡町において国の直轄除染後の農地の引き渡しがおくれたり、復興計画に伴って他の用途に転用されたりしたことや、浪江町において除染の調整がおくれて実施できなかったり、それに伴って作業期間が短くなったりしたことなどが挙げられる。

また、水稻の作付再開に必要な耕盤の再形成や均等化のための代かき、イノシシ等により損傷を受けた畦畔の修理などの経費を補助しているが、南相馬市で水稻の作付が見込みを大きく下回った。

また、小高区の避難指示が7月に解除されたが、稲作を再開する時期に間に合わなかったことで市が当初見込んだ事業費よりもかなり減額となり、そうしたものを合わせて今回の補正額となっている。

阿部裕美子委員

平成28年度のこうした状況を踏まえ、今後、被災地域での営農再開に向けて、どの辺を重点的に取り組んでいこうとしているのか。

農林企画課長

この事業は基金事業であるため、余った分は基金から取り崩さずに残り、次年度以降の事業費に活用することとなる。

今後、どういったところに重点を置くかであるが、事業費について、市町村に対して可能な限り適切な積算をするようお願いしており、今までも県でチェックしているが、しっかりチェックして予算を計上していきたい。また、事業の中身としてはいよいよ営農再開が本格化するので、ほかの事業等も含めて、稲作や園芸の再開、表土剥ぎした農地等の地力回復対策などに力を入れて営農再開を支援していきたい。

阿部裕美子委員

原子力被災12市町村農業者支援事業について、60億円の基金で行われている事業だと思うが、減額の内容をもう少し詳しく説明願う。

農業振興課長

原子力被災12市町村農業者支援事業は、68億円の基金を国からもらい、9月補正で計上したもののだが、今年度から5年間となっている。今年度と最終年度はなかなか難しい面があるだろうということで、今年度は全体の8分の1、平成29～31年度で4分の1ずつ、最後の32年度でまた8分の1の割り振りを想定した。

今年度分は約8億5,000万円計上し、150件で想定したが、1月13日までの募集期間に実際に手が上がったのは80件ほどである。相談はもっとあったが、機械の納期等によりこのような補正になった。

齋藤健治委員

農32ページの造林推進費の中で1億8,575万円が減額になっている。先ほど簡単に説明があったが、どこの地区で減額になったのか。

森林整備課長

申しわけない。県内全体額の資料はあるが、市町村ごとの減額の数字は手元にない。委員長に承諾を得て、後ほど細かな数字を提示する形で対応したい。

齋藤健治委員

資料を持ってきていないから後から出すなどと言われると困る。

これは10分の10の事業であるが、どういう理由でその箇所をやめたのか。もうやらないのか、残しておいてその金額を来年度追加してまたやるのかでは全然違う。この金額分の造林事業をやめてしまうのか、それとも新年度にまた入っているのかを聞きたい。各町村でこの場所は幾らで合計でこの金額になったとの話だろうが、そこが一番肝心である。

造林事業はいつもまともなことがない。事業を実施しているのはわかるが、それがきちんとした答えとなっているかを調べるには聞くしかない。

森林整備課長

減額の内訳であるが、予定していた森林整備の面積と作業道の開設延長、放射性物質の拡散防止の事業については、ほぼ市町村の要望どおりに実施している。各市町村の入札の差金の積み上げと、相続がなされていない部分があるため今年度中に事業が実施できず、事業の実施を翌年度に送るものも含んでいる。

次長（森林林業担当）

今ほど説明したが、造林推進事業については、主に森林所有者の計画地の同意書取得や計画区域の測量を主な業務とし、放射性物質対策をあわせて行っている。繰り越しの理由でも説明したが、測量が終わっても森林所有者の同意がとれない部分があり、実施面積を減少して対応している。

齋藤健治委員

説明がよくわからないが、減額する1億8,500万円分の事業は、来年はもうやらないのかを聞いている。

先ほど阿部委員が質問したことと少しリンクしているようだが、この事業は原発事故で被害を受けた箇所で開催している除染の事業とは全く別の話である。これは10分の10で、新たに造林事業をやろうという予算である。

造林して結果がよいならよいが、分収林も全部失敗で、金が払えないから6対4だった分収割合を9対1や8対2に変更するわけである。新たな造林をやる場合は、きちんと計画を立てなければならない。

また、今の説明によると、造林だけでなく道路の整備まで入っているとのことであるが、この事業は林道整備とは全く別の事業ではないのか。

森林整備課長

この造林推進費については、ふくしま森林再生事業の中の放射性物質対策に使用できる補助金である。委員指摘のとおり10分の10の補助率であり、林道整備とは異なるものである。なお、材の搬出のための路網整備については、一般造林費で行っている。

また、放射性物質対策等の入札に係る請差により減額する分と、先ほど次長から補足説明があったとおり、森林所有者の境界が不明確であったり、相続関係がきちんと登記されていなかったりしたために実施できなかった事業の持ち越し分で、次年度以降に実施するものも含めて減額するものである。

瓜生信一郎委員

今の斎藤委員の質問について、この事業を受けるところは個人の森林所有者だと思うが、やはり森林組合が受けることが多いのか。造林事業に森林組合は大変期待しており、10分の10であるから林業関係者にとってはありがたい事業である。請差が出たとのことであるが、来年度もこの事業を進めるに当たり、どのように事業を実施したのか説明願う。

森林整備課長

ふくしま森林再生事業については、放射性物質の影響を受けた福島の森林の再生を目的に、放射性物質の拡散防止と本県の森林の間伐等による整備を両輪として実施している事業であり、市町村、県、ふくしま緑の森づくり公社が実施主体となって進めている。

事業の発注形態としては、林業事業者として、森林組合はもちろん民間の林業業者等に事業を受けてもらい、市町村発注事業として進めている。

なお、この事業は、県内の汚染状況重点調査地域に指定された40市町村が該当となっており、そのうち湯川村については森林がないため、来年度以降、39市町村で事業を実施していく形になりつつある。

渡部優生委員

農7ページ、強い農業づくり整備事業費について、1億3,000万円ほど減額になっているが、減額幅が累計額と比べて割的に多いと感じるため、減額になった理由や経過をもう一度説明願う。

園芸課長

強い農業づくり整備事業の減額であるが、これは歳入にあるように、産地パワーアップ事業として、国が平成27年度の補正で新しくつくった事業である。

予算で最初に計画したのは19件だったが、取り下げ等もあって実際には16件となった。中身としては、28年度に国でさらに産地パワーアップ事業の補正を組んで増額し、施設、ハードの整備事業も実施が可能となったことから、施設の中の機械だけを購入、リースする計画をしていた事業主体について、一旦取り下げをして、新年度、建物も含めて中の機械と一緒に整備することになったものが大きな理由である。

そのほか、16件実施しているので請差がいろいろと出てきている。

また、予算の積み上げに関して、28年度は集出荷施設で施設と内部の機械を入れるものが1件あり、それについては通常の設計を組んで予算を上げている。それ以外については機械のリース導入がほとんどであり、各事業主体で見積もりをとって積み上げたものを市町村を通して我々が確認し、予算を計上している。

渡部優生委員

余らせるのが非常にもったいないと思ったので聞いた。

既に平成29年度のものも上がっているが、普通だと足りないくらいの応募があるため、ぜひしっかり募集期間をとって満額使い切る形で、強い農業に結びつくよう願う。

次に、農17ページ一番下の畜産競争力強化対策整備事業費であるが、数字だけ見ると今回の補正でほとんどが減額となっている。経営方針の見直しとの説明だったが、経営方針を見直さざるを得なくなった理由や背景など、この辺をもう少

し詳しく説明願う。

畜産課長

これは大きい企業から申請されたものである。より安全・安心な畜産物を生産するため、HACCP（ハサップ）及びAnimal Welfare（アニマルウェルフェア）に対応した施設を導入したいという大きな方針転換があり、申請を出し直すとのことであったが、昨年12月中旬に改めて検討したところ、事業を断念したいとの申し出があったので減額補正するものである。

渡部優生委員

これは断念とのことで、平成29年度以降はもう出てこないと解釈してよいか。

畜産課長

そのように断念したいと報告を受けている。

阿部裕美子委員

農8ページ、農業改良振興費の農業経営者育成費、1億5,461万円の減額についてだが、青年就農給付金事業は当初の見込みを下回ったとの説明があった。

平成28年度は新規就農者数が過去最高で238人となり、若い人たちが未来を背負うという点で非常に喜ばしいと思うが、今回、この青年就農給付金などが減額となる状況についてももう少し詳しく説明願う。

また、ふくしまの未来を創る新・農業人育成・確保支援事業の状況についても聞く。

農業担い手課長

青年就農給付金事業については、新規就農者の収入が不安定な就農初期をサポートする大変効果的な事業である。各市町村からの要望と新規就農相談の状況を踏まえ、不足することのないように予算化している。

今般の減額分については、前年度から就農相談等を実施し、見込んでいた方の活用が減少したこと、また、継続受給者の中で、諸般の事情により営農を断念するなどにより受給を中止した方がいたことによる減額である。参考までに数字としては、当初250件、280人程度を見込んでいたが、今般、204件、236人の実施となっている。

続いて、ふくしまの未来を創る新・農業人育成・確保支援事業については、人材派遣会社に委託して実施する事業であるが、新規参加者の雇用定着を促進させるため、農業法人等に就農する場合に必要な知識や技術の習得に向けた実践研修を行う事業である。

当初、30名の研修生の採用を見込んでいたが、最終的には12名となったことから減額する。研修生が減少した理由については、マスコミ等で報道されているように、本年、民間企業等の求人状況が極めてよい状況が続いており、応募が減ったことが要因と考えている。

阿部裕美子委員

30名の予定だったところ、12名の結果になっているが、これからの取り組みなども含め、今後、どのようなところを強めていけばよいと考えているか。

農業担い手課長

これからの新規就農者の育成についての質問かと思う。

新規就農者が過去最多との報道があったが、現在、極めて就職環境がよくなってきており、我々としては、農業を職業として選択し得る魅力あるものとして情報発信していくことが重要だと考えている。今回、ふくしまの未来を創る新・農業人育成・確保支援事業等では、新規就農者を県外から呼び込む事業も実施している。そうした中で、本県の雇用就農やUターン就農等の増加を見込んでいきたい。

阿部裕美子委員

農9ページ、鳥獣害対策費の減額について、イノシシ対策など、これから非常に力を入れていこうとしている状況で、この時期取り組みを強化すべきと思うが、減額補正の内容についてももう少し詳しく聞く。

環境保全農業課長

鳥獣関係事業についての減額の内容であるが、まず鳥獣害対策事業については、国の交付金の割り当てが減額となったことに伴うものである。初めに4割程度しか配分されなかったが、その後、中山間地域所得向上支援対策事業によっても電気柵等の設置ができることから財源更正を行い、4,300万円ほど中山間地域所得向上支援対策事業に取り組み、当初の75%程度の予算を確保できた。

また鳥獣被害対策強化事業については、イノシシの捕獲経費に対する支援であるが、これも国の交付金への上乗せとしているために、国の事業の減額により県の事業も減額せざるを得ない状況である。

阿部裕美子委員

あわせて、捕獲の状況、現状について聞く。

環境保全農業課長

捕獲については、管理計画で年間1万7,000～8,000頭を目標にしているが、今年度の見通しとしては、2万頭ぐらいの捕獲が可能だと聞いている。

西山尚利委員

農29ページ、林業・木材産業基盤強化対策費で、説明の中で新たな知見との話があった。新たな知見がどのようなもので、この事業でどう生かされていくのか聞く。

林業振興課長

この事業については、従来、木材はメタン発酵できない資材であることが常識だったが、森林総合研究所の研究によって、ミリング処理という技術を使うとメタン発酵できることがわかってきた。それを基礎にして実証事業を進めており、木材からのメタンガス生産量をふやすため、当初、窒素を添加物として利用することを考えていたが、思うような成果が得られなかった。一方で、微量金属混合液を添加すると、メタンガスの生産量を増加させることができることがわかってきた。

その他、新しい知見は幾つかあるが、こういった実証事業を継続し、木材のメタン発酵によるメタンガスの生産について試験する内容である。

佐藤義憲副委員長

農38ページの漁場復旧対策支援事業については、回収量が減った、入札が不調だったとの説明だったと思う。これは、入札によって当初見込んでいた漁場の対象面積が狭まって減ったのか、それとも予定どおり実施したが減ったのか、理由

をもう少し詳しく聞く。

また、入札不調について、今後はどういった対応をするのか。

水産課長

瓦れき処理の減額補正であるが、まず、漁業者グループが行う20km圏内の瓦れきの量について、想定していたよりも随分少なかったため、それに係る処理量が減ったことによるものである。

また、県直営の大型瓦れきについては、特にいわき方部での入札不調が続いていたが、今年度、工期を年度末までの短い期間にして再入札を行ったところ応札があったため、それに伴う減額補正と合わせてこれらの額の減額となった。

渡部優生委員

不用額の扱いについて、総体的に聞く。

減額補正で今年度使うことがなくなった不用額について、基金に繰り戻して来年度以降また基金から使えるものもあると思うし、今年度限りで国に返還し、来年度以降は使えないものなどさまざまあると思う。そのあたりの扱いについて説明願う。

部参事兼農林総務課長

今回の2月補正で129億円を減額する。このうち、来年度の当初予算で再度要求している額が約50億円弱であり、その他は不用残となる。

渡部優生委員

それで、国に返還するなどとなった上で、予算要求をすれば、また来年度に新たにもらえるのか。当初予算に計上しているのが50億円とのことだが、当初予算でなくても、今後時期的にずれて、補正などで事業化すればまた交付されるとか、そういうことが可能なのか。

部参事兼農林総務課長

基金事業については、今回減額した分について一旦基金に戻し、当初予算で計上する場合には、基金から繰り入れることで歳入予算を組んでいる。

渡部優生委員

基金については、戻して、来年度以降、時期が来た時点でまた使うと理解している。基金以外の国の補助金をもらいながらやっているもので、今回不用になった事業で重要なものがあると思う。県としてやらなければならない、優先度や緊急度が高い事業で、今回実施できずに不用になったものがあつたとして、来年度やりたいができなくなる案件はあるか。

部参事兼農林総務課長

先ほど説明したように、来年度、約50億円を再計上している。

減額の70億円については、例えば、公共事業の請差分で今年度はもう実施せず、来年度も計上しない。

国庫事業などの重要な事業については、平成29年度当初予算で改めて予算計上しているため、委員の指摘からすると、重要なもので今回減額して来年度計上できていないものはない。

(3月 9日 (木))

渡部優生委員

農3ページ、農林水産分野イノベーション・プロジェクト推進事業について、去年からの継続事業だと思うが、避難地域に人がいないこともあり、ロボットを使って省力化を図っていくとの説明だったと思う。

平成28年度にいろいろと実証したと思うが、どのような成果が得られたのか、また、それを受けてどのようなもくろみを持って29年度実施しようとしているのか、もう少し具体的に聞く。

農林企画課長

イノベーション・プロジェクト推進事業について、まず、土地利用型の超省力大規模生産の実証プロジェクトについては、県と農機メーカー、南相馬市の農業法人が研究グループを組み、中型ロボットの開発と実証に取り組んだ。実用に供することができるレベルに達してきて、11月29日には現地見学会を開催し、農業者を初め関係者に見てもらった。

畦畔等の除草ロボットの実証、開発については、国と国立研究法人農業食料産業技術総合研究所が研究グループを組んで飯館村において実証を行っている。

畜産クラスタープロジェクトについては、県が民間企業に委託し、家畜の発情、分娩の監視、哺乳ロボット、給餌ロボットなど、牛を1頭1頭コントロールするための管理システムを現在つくっている。

林業の苗木の植栽ロボットについては、県と国の森林総合研究所、民間企業がグループを組んで防災林に植栽するロボットを開発しており、実証して改善点等を見つけているところである。

アシストスーツの開発については、県と民間企業が共同で農作業に適したアシストスーツを作成し、実証を行った。

水田の除草ロボットについては、県が会津大学に委託し、試作機をつくっており、その改良を進めている。

いずれの事業についても、実用化に向けたロボット等ができてきている。

平成29年度は、まず、ロボットトラクターについては、実際の作業を実施して作業精度や作業効率を調査し、また、実際に使えるようになってくるので操作講習会や研修会等を開催し、導入を図っていきたい。

除草ロボットについては、基本的なものはできたが、さまざまな種類の草、凹凸面や急傾斜等での実証をして作業精度や効率化を調査するとともに、操作研修等を実施していきたい。

畜産クラスタープロジェクトについては、こし開発する個体一元管理システムを実際の農場において実証していきたい。

県産材の農業用の植栽ロボットについては、検証した結果からさらに改良し、実証を行っていきたい。

アシストスーツについては、いろいろな農作業で幅広い年齢層の方で実証を行い、改善点を見つけて改良を加えていきたい。

会津大学と進めている水田除草ロボットについては、実際に稲を作付している水田において実証し、商品化に向けた仕様等をまとめていきたい。

渡部優生委員

農、林、畜産と、非常に幅広い分野にわたってロボットを活用し、次世代の農業のあり方や姿を進めていると感じた。実用化されているものも実用化が間近なものもあるようであるから、福島発の実用化が進むことは非常に素晴らしいことだと思うが、これを県全体、さらには地域の産業に結びつけていくことが課題だとよく言われている。

農業分野としての利活用はもちろんだが、実証実験をしているいろいろ成果があったとしても、地域の産業として定着させ、震災からの復興や雇用につなげていくことが今後必要だと思う。そこまで議論するのはまだ早いかもしれないが、そういう分野も含めて県としてどう考えているのか。

農林企画課長

我々が進めている農林水産分野イノベーション・プロジェクトについては、ロボット等の先端技術を活用し、いかに農林水産業の効率化や振興を図っていくかという観点で実施している。

そういった観点では、特にこのイノベーション・プロジェクトの上にあるイノベーション・コースト構想が、浜通りの産業振興を大きな目標に進めているので、当面は浜通りの農林水産業の振興に着目して進めていくことになると思う。そこについては、実際に実用化された技術、導入できる技術を積極的に導入していきたい。

一方、工業系のものについては、まさに産業を起こしてそこでロボット産業等を振興させていくところであるが、我々農林水産分野のプロジェクトは、例えば農機具メーカーを浜通りに連れてくるのではなく、農林水産業の振興に役立てていく観点で進めているので、その点は理解願う。

西山尚利委員

昨日の部長説明で、第2の柱である「安全・安心な農林水産物の提供」について話があり、「これまで以上に思い切った対策に取り組んでまいります。」との表現があった。

東日本大震災と原発事故後、個人的にであるが、風評の払拭と県民の健康の2つが大きなテーマとしてある。県民の健康という意味では、農林水産物の安全もあるし、県立医科大学などの直接の医療もあると思うが、風評払拭に向けた思い切った対策とはどのようなものか、意気込みを含めて聞く。

農林企画課長

生産から流通、消費に至るあらゆる段階で、これまで以上に思い切った対策に取り組んでいくということである。

まず、生産の段階では、第三者認証GAPの大幅な拡大を目指して取り組みの推進を図るほか、有機農業については、これまでの農業者への支援に加えて、流通業者への支援、供給体制の整備を図るための施設整備への支援など総合的な対策を講じることとしており、また水産業においても、新たに水産エコラベルの取得を推進していく。

流通、消費段階においては、実際に農林水産物の販路の回復、拡大に直接つながる対策を強化するため、県外の量販店等において県産農林水産物を販売する棚の確保、オンラインストア開設などによる多様な販売ルートの確保、さらには、ポイント制を活用して県産品の提供や県内の旅行クーポン券などと交換できる仕組みを構築するなど、今までは行っていなかった対策に取り組んでいくこととしている。

西山尚利委員

農林水産部として、他の部署とも関連する中でそれぞれの段階における風評の払拭や対策を進めていくと理解した。

説明の中でGAPの話が出てきたが、九州地方でもGAPが進んでおり、一番進んでいると聞いているが、九州は今、多くの外国人が一つのクルーズ船で2,000人、3,000人規模で来ている。九州がGAPの認証を取得する目的や必要性は、外国人観光客に大きなものがあると聞いている。

農4ページに第三者認証GAP取得等促進事業があるが、GAPの認証取得について、農林水産部で力を入れていく必要性をどう認識して事業を進めていくのか。

環境保全農業課長

GAP事業に取り組む背景、理由については、風評の払拭として県産農産物の信頼を回復するため、非常に評価の高いGAP、しかも第三者認証GAPの取り組みを短期間のうちに飛躍的に拡大したいとの思いでこの事業を立ち上げた。

狙いとしては、JGAPあるいはグローバルGAPの第三者認証GAPの取得支援のほか、県が認証する福島県GAP

を今後立ち上げ、広く県内の産地にGAPを普及していきたい。

この2本のGAPを中心に、GAPの取得をふやすため、各産地のマニュアルの作成や県の指導体制の強化など総合的な支援をしながら、当面はオリンピック・パラリンピックの年に向けて県内産地のGAP取得を強化しようとするものがある。

西山尚利委員

オリンピック・パラリンピックを目標に、できるだけ早くGAPの認証取得を進めていくとのことである。

GAPの認証取得について、費用面や制度面でかなり難しいところがあるとも聞くが、誰でも手を挙げて取得できるものでもないと理解しており、GAPの認証取得のターゲットを絞りながら、今後数年間をどうつなげていくつもりなのか。

環境保全農業課長

指摘のとおり、GAPと言ってもいろいろなステージがあり、第三者認証のGAPを取るまでには時間がかかるケースもある。

そのため、第三者認証の少し下に位置づけるGAPとして福島県GAPを創設する。これは、国が今進めているGAPのガイドラインにのっとったものとして今後広く認知されるGAPにしようとするものだが、ステージとしては、県GAPを取得してその次に第三者認証に取り組むステージもあるし、法人等については、最初から第三者認証GAPに取り組む例もある。

我々としては、まず第三者認証の取得の対象として、経営的にある程度充実している法人、さらに生産組織としては園芸等の生産組織が比較的取り組みやすいとのことで、JAの部会などを第三者認証GAPに誘導したい。

また県GAPとしては、例えば稲作部会など、より多くの方が参画している部会を中心に進めていきたい。現在、県内で220を超える産地がGAPに取り組んでいるが、その中で第三者認証はまだ一桁にすぎず、国のガイドラインにのっとったGAPも1割程度で、そうした状況を踏まえながら順を追ってステップアップしていきたい。

佐藤義憲副委員長

福島県でもGAPの認証をつくることについて、本県はこれまでずっと安全性を示してきたが、なかなか安心につながらない現状がどうしてもある。昨日朝のNHKの番組で、消費者がどうやって安心を感じるかといった場合に、原子力政策の根本にあった、例えば行政や政治が安全だと言ってきた安全神話が崩れてしまったことに対して、やはり今、消費者の信頼を損なっているとの感想もあった。

つまりこのGAPを認証することによって、信頼性をどう高めていくかが必要だと思うが、その点に関して考えがあれば聞く。

環境保全農業課長

確かに指摘のように、県が認めていたのでは身内ではないかとの印象を持たれかねないが、今のところ、現地の確認等については外部に委託しながら厳密な検査をし、その結果を踏まえて県として認証する仕組みを考えている。

現在国も、県が国のガイドラインに沿ったGAPをし、さらにそれを都道府県が認証することを積極的に推進しており、ホームページで公開している。現在まで2県のみだが、本県も早目に制度を立ち上げて、公から認知されるGAP制度にしていきたい。

また、安心の問題については、私もことしいろいろなシンポジウム等に参加してさまざまな意見を聞き、検査結果の安全とあわせて取り組みの状況を知ることが、消費者にとって非常に安心感につながるとの意見をたくさん聞いた。

そういう面でGAPは、産地が安全・安心に向けて取り組んでいる姿を示すものとして非常に有効であるので、このG

A P制度については、取り組みのPRも強化し、あるいは消費者段階へのわかりやすい表示を今後検討しながら総合的に取り組みを広めていきたい。

佐藤義憲副委員長

認知度について述べると、全量全袋検査も全国的には約35%にまだ認識が至っていないとのアンケート結果もあるようだが、それをどうやって上げていくかが課題だと思うので、取り組みを進めてもらいたい。要望とする。

渡部優生委員

被災地域の営農再開に関して聞く。

農3ページ、福島県営農再開支援事業と原子力被災12市町村農業者支援事業、そのほかに農6ページ、被災地域農業復興総合支援事業もあり、被災地域に関するさまざまな営農再開へ向けての事業がある。いろいろあって区別がつかないため、どのような事業の中身になっているのか、まずこの3つの事業を区別して説明願う。

農林企画課長

避難地域等の営農再開については、3ページの福島県営農再開支援事業がソフト事業の総合対策である。除染後の農地を保全していく保全管理の対策や、まだ避難から戻ってこない人の農地に作物をつくって管理耕作する事業、田の壊れたところを直すといったソフト事業である。

その下の原子力被災12市町村農業者支援事業は、機械や施設等の整備に対して補助するものである。

6ページの認定農業者等支援事業費の説明事項3、被災地域農業復興総合支援事業も農業用機械や施設を整備する目的は同じであるが、大きな違いは、被災地域農業復興総合支援事業は市町村が事業主体となる。例えばJAの施設などとあわせて市町村が機械や施設を整備し、農業者に貸し付けることができる事業である。誰にでも貸し付けられるわけではないため、3ページ一番下の原子力被災12市町村農業者支援事業において、個人の農業者に直接補助をして、機械、施設を貸すことができる事業を今年度の補正予算において事業化したものである。

渡部優生委員

段階に応じてそれぞれ手厚い支援がつくられているのだと思う。

聞きたいのは、実際に営農を再開しようと思う方々が、このように国や県、市町村の制度などがさまざまあって、相談窓口にしても、どこに相談し、営農再開に向けてどうすればよいのか戸惑うのではないかと。相談窓口、営農するまでの間、実際に営農を始めてから、そしてある程度軌道に乗るまでの一貫したサポート体制や支援がなければ営農再開にはこぎつけないし、軌道に乗らないと思う。

そのため、制度面をうまく活用するアドバイスや支援ができ、軌道に乗れるようにしっかりとサポートしていくワンストップの相談体制が必要だと思うが、市町村との連携や県の取り組みなど、どのような仕組みで行っているのか。

農業振興課長

被災地域における営農再開については、発災直後から、特に相双農林事務所の農業振興普及部及び双葉農業普及所に再開支援チームをつくり、農家の状況確認やモニタリング、事業が出てきた場合はそれらの広報や周知、さらに事業へのつなぎを行ってきた。ワンストップとしての取り組みは、そこで相当できていたと考えている。

しかし、ステージがいろいろ動いてきて避難指示の解除が進んできた。今までは面的な再開を支援するため、特に人・農地プランや営農再開ビジョンの策定について支援してきたが、今後は個人の再開を力強く後押ししなければならないとのことで、昨年8月から官民合同チームが動いている。

これは主に商工業者を中心にまず進めていたが、この4月からは体制を強化して戸別訪問などもしながらいろいろな悩みを聞き、その方にふさわしい再開メニューを示してワンストップで対応できるよう取り組んでいきたい。

紺野長人委員

農52ページから債務負担行為の説明がなされているが、その中で農業振興公社の運営資金融資の損失補償が入っている。回収リスクが低くなれば、それに応じて利率も低くなるのが普通だが、この場合、県が延滞利子も含めて補填することであるから、ほぼゼロリスクだと思う。回収リスクはゼロになるはずだが、県がこういった損失補償をすることによって低利に結びついているかどうかを確認したい。

農業振興公社は、知事が損失補償契約を締結する金融機関や（公社）全国農地保有合理化協会からどの程度の利率で借りているのか。

農業担い手課長

農業振興公社の借入利率はどの程度かとの質問だと思うが、手元に利率の資料がないため、後ほど報告したい。

紺野長人委員

後でよい。

齋藤健治委員

関連で林業公社について聞く。農32ページ、ふくしま緑の森づくり公社事業資金として7億5,700万円が林業公社に出ている。後ろのページでは、債務負担行為で融資の損失補償がある。

まず、林業公社にとんでもない負債があるのでその中身を聞く。これだけの金を県が出資するような形で補填するので、どういうことに支出するのか、内容を確認しなければならない。

損失補償とは別に金が出ていくので、まず32ページの林業公社に対する支出の内容と、林業公社そのものの内容も聞く。

森林整備課長

農32ページの林業公社費7億5,786万6,000円の内訳である。

まず、県から林業公社への貸付金、要するに林業公社の運営資金に向けての貸付金が8,534万円ある。これは償還期限を60年とし、据置期間45年、貸付金利無利子で県が貸し付けるものである。その内訳は、分収林の造成に関する経費として1,340万7,000円、職員等の給与、林業公社の管理費として約7,200万円となっている。

また、この中で一番大きいのが、昨年度から認めてもらっている公庫の償還金に対する補助金で、6億7,252万3,000円である。

そのほか分収林造成費の中で、公社が分収林契約を結んでいる公社造林地の684haの保育管理と、1万2,000mの作業道の開設を事業として進めるものである。

また現在、公社全体として経営の改善計画に取り組んでおり、できる限りの省力化、資金の節減を目指しており、県で実施しているふくしま森林再生事業など、できるだけ公社の持ち出しの少ない事業で公社の管理している森林の保育整備等を行っている。

恐らく委員の一番の問題は長期債務に関してかと思うが、500億円を超える長期債務について、昨年度から貸付金に対する補助と貸付償還に対する補助に取り組んでいる中、平成28年度の総会で初めて長期債務が3億円ほどトータルで減額され、少しずつ長期債務の節減に向かっている。

斎藤健治委員

今の説明のとおり500億円の負債があって、わかりやすく述べるとこの事業はやってもやっても赤字である。3億円減ったと言っても497億円ある。今回、また県で7億5,000万円もの金を出して、人件費や事務費まで負担する。これは抜本的に取り組まないと、このようなことを毎年繰り返し、途中で補正予算を使ったりすることになる。

また、35ページに一般造林事業があるが、これはどこに支出するのか。公社は一切入っていないのか。

森林整備課長

こちらの一般造林事業については、県内の森林組合等から、森林所有者が森林整備をしたいと要望があったものに対して、国の補助金を使いながら補助するものである。そのため、公社がゼロとは言わないが、大半は県内の森林所有者、ふくしま森林再生事業が実施できない会津の森林所有者などを中心として配分される造林の補助事業である。

斎藤健治委員

説明の歯切れが悪い。森林組合などで使うものの補填をするならある程度わかるが、林業公社にも使うとのことである。

それでは幾ら入るのか。ここに一般造林とだけ記載されているから、公社には絶対に行かないのか。先ほどの32ページでは、7億5,000万円の金額がきちんと出ているが、そのほかにこういう隠れた金を県は出している。分けてあるから、1億円でも2億円でも5,000万円でも出していけばわからない。7億5,000万円出しておいて、さらにこのようなやり方で林業公社にどんどん支出して、3億円減ったなど、減るのは当たり前である。

分収林も、木を切って売って解決していかなければならない。500億円の負債は今の担当がやったからではなく、何十年もずっと続いてきた結果である。50年も前から始めてきて、50年で売ろうと思ったら、今は80年過ぎない木は売り物にならないとなってしまう、おかしなことになった。戦後に植えた木が完全に50年過ぎたのに、需要が少なくなり、売れると思ったら売れなかった。売つもの計算が合わなくなっているから、借金ばかりが残ったようなものである。

しかし、きちんと林業公社に出すものは出すと、予算をわかりやすくしなければならぬ。一般造林で隠れたところにつくって、とぼけているのはおかしい。だからわざわざ聞いた。

一般造林については、金額を出して回答願う。それを聞かないと、ずっと隠れた予算が残っていることになる。わざわざこのようにつくり方をしているのではないかと、疑いの目で見なければならぬ。

森林整備課長

一般造林事業の公社への補助金額については、作業道も含め、雪起こしと除伐で2,200万円程度である。

斎藤健治委員

農36ページ、造林推進費について聞く。

24億3,449万7,000円となっているが、これには林業公社は含まれていないのか。造林推進事業とふくしま森林再生事業となっているが、これはあくまでも森林組合や民間の業者がやるものだけなのか、それとも今のような分け方で公社も入っているのか。

森林整備課長

放射性物質対策の造林推進費と森林整備を合わせてふくしま森林再生事業としているので、その両方で説明する。

公社に対しては、合計で7,742万円補助する形になっている。

斎藤健治委員

これは、最初の説明によると放射能の被害を受けた箇所への対策と聞いている。あくまでも放射能関連だからやらなければならないということで、7,700万円ほど公社にも使うとのことであるが、このほかにはないのか。これではずっと聞くようになってしまう。

例えば今回のこともそうだが、公社にはいつも我々がよく聞かないとわからないものが幾つか入っている。

7億5,000万円に加え、先ほどの2,000万円、それで今度は放射能関連だから別だと言え別だろうが、そういう金があって、わけがわからないように公社に500億円もの負債がたまってしまった。これを抜本的に見直すには、実際に売って本当に残りが幾らかを見ないと、いつまでたっても残ることになる。

3億円ばかり減らしたなど、金利が変わったから数字を直すようなものである。3%や2%の金利で計算すると、金利分だけでも500億円だから大変な額になるが、今はマイナス金利だからもっと安くなる。そういう数字のあやの話ではなく、これをどう解決しようと思っているのか。

このようなものは課長に聞いても仕方がないから、本来は部長が答弁しなければならない。今始まったわけではなく、ずっとある問題で、農林水産部においてこれがとんでもない金額であることはもうわかっているはずである。

今やっている人が悪いわけでもなく、結果として、50年で売ろうとしていたものが、売っても採算が合わないから80年過ぎないと売れなくなってしまった。しかし、採算が合わないからと置いておくわけにはいかない。今の時代でも、何とかしようという考えにならなければならないが、どうか。

次長（森林林業担当）

公社の抜本的な話であるが、公社は、林業公社の名称から、平成26年度に新たな公益法人に移行した。その際も、公社の今後のあり方について十分に検討しているが、委員指摘のとおり約500億円の債務があり、スタート当時から、公社の債務については主に造林を植えたものの経費が一番かさんでいる。

現在のところ事業費的には減少しているが、造林する際に借りた債務が引き続き大きく影響しており、県としても公社の債務については十分認識し、債務の減少に向けて改善計画を立てながら行ってきた。

また、新たな法人に移行したことに伴い、議会の承認を得て、特に政策金融公庫からの160億円を超える借用については、その債務の償還と利子の助成を行っている。

公社としても、引き続き新たな新生プランの中で改善計画を立て、それについて県が十分に指導している。

その中で大きな柱の一つは、出資社員及び森林所有者に分収割合の見直しについて理解を得ることである。

もう一つは、公社みずからが経費の節減を図り、さらには林産物の売り払いを進めていくことで、26年度から、おおむね5,000万円を超える間伐の収入が上がっており、引き続き積極的な間伐収入の確保を図る考えである。

さらに震災以降、森林整備が停滞しているので、公社の新たな役割としては、地域の森林整備を推進する役割を担うことを考えている。特に森林再生事業がスタートした中では、公社の技術力を持ちながら、市町村と連携し、市町村が進める仕事を応援するとともに、地域の集約化を進めるため、核となって周りの民有林等を含めた森林整備を進めていくことで、引き続き新たな役割を担いながら進めていきたい。

農業担い手課長

先ほど紺野委員から質問があった借入金利について、手元にデータが届いたので報告する。予定であるが、1%である。

紺野長人委員

全部一律か。

農業担い手課長

失礼した。

全国農地保有合理化協会から借り入れる分については、金利はない。

齋藤健治委員

農23ページの経営体育成基盤整備事業について、場所、地区名、何カ所程度かを聞く。

農村基盤整備課長

経営体育成基盤整備事業については、喜多方市の駒形第二地区、会津若松市の門田第4地区、槻ノ木地区、経沢地区、南会津町の田部地区、会津若松市の新規地区である堰場地区の合計6地区となっている。

齋藤健治委員

全部会津の分か。

農村基盤整備課長

そうである。

齋藤健治委員

そのほかの地区からは要望も何もないのか。

農村基盤整備課長

従来どおりの経営体育成基盤整備事業についてはこのとおりであるが、中通りや浜通りについては農24ページの復興再生基盤整備事業費、説明欄1の復興再生基盤整備事業で圃場整備を実施している。

さらに、津波被災地域や原子力災害で直接被災している地域については、農28ページの農地防災事業費、説明1の復興基盤総合整備事業の中にも圃場整備事業が入っており、県内全域で圃場整備事業を実施している。

齋藤健治委員

余り大きくない地区だが、鏡石町高久田地区は入っているか。主要事業一覧にも何の説明にも出てこない。私の地元から聞いておかなければならないが、どこに入っているのか。

農村計画課長

高久田地区については、現在地元の要望は受けているが、この中には入っていない。

齋藤健治委員

そういう答えが来ると思って調べてきた。

地元の高久田地区の人たちによると、100%同意をもらったとのことで、復興再生基盤整備事業によりやることになると言っている。100%というのは最近では珍しい。会津若松市の門田地区なども、前に我々が調査に行った際、100%にならずに困ったと言っていた。

しかし、100%の同意を得てやろうとして県に申請すると、県では遅々として進まない。米がどんどん値下がりしているときに、工事費を出すのは難しいことだが、難しくても100%同意を得たのだから、それは理解しなければならない。予算に入っていないのなら、後で一般的事項で聞く。

農村計画課長

ただいまの答えは、高久田地区について、工事实施地区としての予算は入っていないとの意味である。

農27ページ、県単調査設計事業費で5,664万円の予算を計上しており、その中に高久田地区の圃場整備の調査を入れている。これは全体7地区の調査設計事業で、質問の鏡石町高久田地区については、平成29年度に調査をスタートし、事業計画をつくりたいとのことである。

渡部優生委員

農業政策について聞く。

農業の今の一番の課題は、後継者不足や高齢化で担い手をどう確保していくかと、それに向けて集積をどうしていくかであると思うが、農6ページ、農地利用集積対策事業費の説明2、農地利用集積対策事業について、中間管理機構を活用した市町村への補助金交付との説明を受けた。

農地の集積はもともと5年も10年も前から進めており、農地中間管理機構ができて数年たつが、機構ができてどのように変わってきたのか。

また、平成29年度は県としてどのような方針で取り組み、一定の目標があったと思うが、それに向けてどの程度の進捗があいなのかを聞く。

農業担い手課長

農地中間管理事業の3年目の実績である。

農地中間管理事業は、平成26年度から機構をつくりスタートしたが、設立当初は制度等の浸透が図られない中で実施し、初年度は600ha余りの数字で推移した。

2年目の27年度については、制度のある程度の浸透と、経営所得安定対策等のいわゆる認定農業者がふえてきた要因等もあって、中間管理機構の集積面積は2,500ha余りとなった。集積全体としては4,700ha余りとなり、27年度は国が示す単年度目標5,300haにかなり近づいてきたと考えている。この中には、これまでの農地保有合理化事業と旧態からの利用権設定等の部分も含まれており、これを中間管理事業に乗りかえる部分もあって、ある程度数字が伸びてきた。

28年度は、これらの乗りかえ、それから推進等が一定のところまでできた中、29年2月末現在1,433haとなっている。

中間管理機構の推進については、今年度4月から地方駐在員等を各農林事務所単位に配置し、地域の駐在員が借り受け希望者等を訪問しながら推進を図ってきた。どのような推進を図ってきたかについては、まず、制度の周知を一層図っていくため、あらゆる機会にマスコミへの周知や直接チラシの配布等を行いながら制度の浸透を図ってきた。

農地中間管理事業を進める上で、人・農地プランを作成し、中核となる担い手と出し手を明確にしてこの事業を活用していくことが重要になってくる。そうした中、これまで290地区で作成や見直しを行ってきた。

また、重点地区を設けて159地区を指定し、その後も新規重点地区の掘り起こしなどに努め、今年度現在の時点で48市町村171地区を指定している。この中で機構に移行できる面積として、3,200haほどを見込んでいる。

29年度については、農地利用集積対策事業で、集積協力金等を各市町村の要望に基づいて計上している。

これからについては、農地の受け手と出し手との情報を中間管理事業を活用した貸借に結びつけるため、引き続き貸借希望農家を戸別訪問し、借り受け農家のニーズや出し手農地の情報収集、これらのマッチング強化に努めていきたい。

基盤整備地区等は、各地区で進んできており、特に浜通り地区ではかなりの地区が動いている。

これまでも確実に集積に結びつくよう関係部署との連携を深めてきたが、新年度からは、国において、農地中間管理機構が借り入れた農地を農家の負担を求めず実施できる基盤整備等の創設などが検討されているとのことであるので、情報をいち早く捉え、このような制度が創設されたときには積極的な活用を図りながら農地集積を進めていきたい。

渡部優生委員

国でも、強い農業、競争力のある農業ということで、農地を集積して効率がよく、コストのかからない農業を進めており、これはこれからの方向性だと思っている。

全体の8割ほどを集積していくことになると、集積したことによって地域の中で離農者がふえてしまうことが一番気になっている。人・農地プランにおいて、農道や水路など、農家以外の方も参画し進めていこうとしているが、現実にはそうはいかないと思っている。集積して農家が減ることによる弊害が現場では出てきており、例えば水路や農道の維持管理に対して、今まで30軒あった農家が今度は1軒や2軒になってしまい、大規模農家だけでできるのかというと、そうはいかないのが現実である。

それを何とかしようといろいろな仕組みをつくってはいるが、一度離農した人が協力するかと言ってもなかなか協力しないし、ましてや非農家と一緒にやるかと言っても無理である。

そこで、集積による弊害をどのように捉えて政策を打っていくかが大事だと思うが、県の考え方を聞く。

農村振興課長

大規模農家に集積をすることで、水路や農地の維持管理が行き届かなくなる弊害があるのではないかとの意見であるが、その部分に関しては多面的機能支払事業で取り組んでいる。

地域ぐるみで農業者等が水路の維持管理、農道の補修、草刈り等に取り組む場合に交付金が支払われる制度で、一つの大きな目標としては、多面的機能の維持や農村の維持という目的もあるが、担い手に農地を集積することで、担い手が水路や農道の管理をすることになるところを、例えば離農した元農家に集まってもらい、地域ぐるみで共同で管理作業を行うことによって、結果的に担い手の負担軽減と農地集積の後押しにつながる交付金の制度を進めている。

さらに農家数の減少もあるため、集落単位だけではなく、複数集落が集まって広域化をすることで作業を続けていける仕組みづくりも県として推進しており、そのような方向性で農地を集積した後の担い手の後押しを進めていきたい。

渡部優生委員

そういうことが大事だと思う。

しかし、国は机上で地域の人たちと一緒にやってもらえばよいと言うが、現実にはノウハウを持っている方などそれほど協力的な人ばかりではなく、一度離農してしまうと軽トラックや草刈り機械も手放して道具もないのが実態で、多面的機能支払事業でやろうとしても、今度は普通の手鎌やスコップを持って一緒にやろうという程度で、実際には大農家を助けるようなことはできない。

そうした現実を見て、この多面的機能支払事業の場合でも、どういった道具が必要になるかなど、そういう支援も一緒にあわせてやらないと、大規模農家に集積したはよいが、自分だけではとてもできずにいろいろなものが荒れてきて、苦情が来るということで、大農家はお手上げの状況になりつつあるから、そういう実態をぜひ吸い上げて対応してもらいたい。

遊佐久男委員長

渡部委員に述べる。

ただいまは議案に関する質疑を行っているので、具体的な予算の範囲で質問願う。

渡部優生委員

失礼した。農30ページの多面的機能支払対策費に関連した質問とする。

農村振興課長

現時点では農業者だけでなく地域の非農家を交えた活動も可能となっているため、集落の中で作業ができる人を募って共同活動に取り組むのが現在の姿である。

将来的なものに関しては、これからの国の制度等の行方も見ながら対応を考えていきたい。

佐藤義憲副委員長

農9ページ、鳥獣害対策費の説明の2番、鳥獣被害対策強化事業について、広域的な協議会の立ち上げ経費と説明があったが、具体的にどの地域での立ち上げを予定しているのか。

環境保全農業課長

広域的な連携については今年度も取り組んでおり、石川地方で協議会ができた。あわせて会津地方の昭和、金山地区、奥会津、南会津地方そして安達地方の各地域といろいろ話し合いを進めている。

今後、さらに須賀川市から天栄村、西郷村にかかる奥羽山系南東部の地域においても連携が必要だろうとのことで、こういった地域を対象に連携協議会の設立等を働きかけていきたい。

佐藤義憲副委員長

農13ページ、農業短大運営費の説明に革新緊急対策事業として630万円とあるが、これはどういった内容か。

農業担い手課長

農業短期大学校革新緊急対策事業は、農業短期大学校の学生の就農率を上げていく理念のもとに、平成27年度から各種事業を実施してきている。

27、28年度については各種整備事業等を実施し、責任管理分担制と呼んでいるが、各学生が個別に圃場を持って、そういった中での実践力等を鍛える事業を進めることとしている。

29年度については、これらを進めるに当たり、実践するための専門的なカリキュラム等を行っていく経費として計上しており、実質的なスタートの年となる。

佐藤義憲副委員長

先ほど斎藤委員から質問があった土地改良区の調査費の件について、再度聞く。

先ほどの説明は農27ページの県単事業についてだったが、農23ページの一番下、調査設計事業の966万円はどこになるか。

農村計画課長

農23ページの調査設計事業の中身であるが、これは農業集落排水事業において現在供用している鏡石町成田地区のほか4地区について、施設が古くなってきたことから新しく機能を保全させるための計画をつくるため、966万円を計上している。

(3月10日 (金))

渡部優生委員

12月定例会の際も資料提供等を求めたが、平成30年からの米政策の転換について、減反政策が廃止になり、国からの生産調整の配分がなくなると、今度は県が主体的に配分を検討していくように変わる。

一般農家には、減反がなくなるため米価が下落していくのではないかと、それによって継続できなくなるのではないかと非常に心配している方もたくさんいる。29年度は一つの準備段階だと思っており、実際に今営農している方が不安にならない形で進めていくことが重要だと思う。

そういう面で、新年度を迎えようとしているが、30年度に向けて県として、これを契機にどのように農政を進めようとしているのか、その辺の対応について聞く。

水田畑作課長

国の米政策における見直しの関連であるが、委員指摘のとおり、平成30年産からは行政による生産数量目標の配分がなくなり、それ以降については、国が策定する需給の見通しを踏まえつつ、生産者や集荷業者、団体が中心となって需要に応じた米生産が円滑に行える状況を行政や生産者団体、現場が一体となって取り組むことが示されている。

委員各位には年末に時間をもらって説明したが、需要に応じた米づくりや、水田農業における所得向上を目指すための基本的な考え方として、30年以降の本県の水田農業の推進方針を示した。12月27日には、地域の方々、市町村やJA、地域協議会にもこれらの内容について説明したところであり、それを踏まえて、現在、各地域協議会において魅力的な産地づくりへどう進めていくのか、地域の水田フル活用ビジョン、あるいは地域の水田農業の今後の見通しなどの検討に着手している。

その際、県としても積極的に検討にかかわっていかねばならないと考えており、市町村やJAとともにしっかりと検討を進めていきたい。検討に当たっては、米の流通実態の情報提供を丁寧にするなり、地域の農業者の意向も把握しながら進めていくことが大切だと捉えている。あわせて、当初予算においても、飼料用米や園芸作物などの導入拡大、あるいは品質や収量の向上を図っていく支援策を計上している。

また、農業者が今後に向けて不安との話もあったが、今まで配分に基づいて、生産者も自分は何をどのぐらいつくったらいいかを判断して作付してきた。30年に向けては、9月ごろに、県としての翌年度の取り組み方針や県全体の作付の方向などを示し、それに基づいて地域の中で検討し、県全体を集約して意見交換をする、あるいはいろいろ検討しながら全体調整をして、年末に県全体あるいは地域別の作付の目安を示す仕組みを考えており、これについても地域の方々に示し、今作業を進めている。

地域ごとの目安を踏まえ、翌年になるが、実際の作付に向けて段取りを進めてもらうスケジュールで考えている。

渡部優生委員

全体的には、国がやらなくなっただけで県がかかわってやると理解している。スケジュール的にも、来年に間に合うように9月には配分を示して、来年度に向けて取り組んでいくと理解した。

変わってくるのは、米価がどう影響するかだと思う。飼料用米等を拡大していくとの話があったが、減反にかわり、飼料用米の拡大が米価を下支えする直接的な要因の一つになっていると思う。来年度から7,500円の米の直接支払交付金がなくなるとのことで、恐らくそれを財源に飼料用米を拡大して米価を下支えしていく政策をとるのではないかとと思うので、やはり飼料用米の拡大を進めていく必要があると思う。

それについて県として、全体的な需給を見て米価を下げないための量を確保していくこともあわせて取り組む必要があると思うが、飼料用米に対する県の推進の考え方を聞く。

また現在、生産組合や認定農家だと、補助をもらって大豆やソバなどに転作し、米をつくらない形で営農することも米価を安定させるための一つの手法であるが、この辺がどう変わっていくのか。

水田畑作課長

まず飼料用米については、農業者や団体の協力のおかげで平成27年と比べ、28年は約1,700ha増加している。29年に向けては、飼料用米の拡大をさらに図っていくため、低コスト生産の導入や多収品種の活用、保管や流通加工の仕組みをうまく回すことが大切だと考えており、そのあたりの取り組みを支援していくよう、当初予算でも仕組んでいる。

また、産地交付金も、一般品種より多収品種で飼料用米に取り組むほうが有利になるよう支援水準を変更しており、より飼料用米、そして多収品種に取り組んでもらえる環境をつくった。

転作作物関係だが、特に大豆、麦、ソバに関しても、収量向上や品質向上に向けた支援事業を新たに組み立て、当初予算に計上した。

渡部優生委員

平成29年度は、実際に取り組む農家にその辺の仕組みがわかりやすいよう、パンフレットでも何でもよいが、しっかり早目に周知して理解を得て、30年度にスムーズに入れるよう要望する。

佐藤義憲副委員長

今、水田畑作課長から、一般品種から多収品種へ促すとの説明があったが、県の助成が、反収当たり一般品種だと9,500円の上乗せ、多収品種だと2,500円となっており、これは今の説明と異なると思うが説明願う。

水田畑作課長

多収品種の取り組みの水準であるが、一般品種については、県域に来ている産地交付金の中から9,500円以内を助成する。また、多収品種は国から直接1万2,000円が交付される仕組みであり、さらに県として2,500円上乗せし、合計で1万4,500円が見込まれるということで、水準を手厚く設定している。

西山尚利委員

先日、福島大学の中田副学長初め関係者と食農学類の懇談をした。1学年100人で、4年生までで400人、10年で4,000人の農業者を育成し、できる限り県内で就農できる教育を行っていききたいとの話があった。

食農学類については非常に期待しているが、県との連携や支援なしにこの食農学類が目的を達成するのは非常に難しいと思っており、支援の要請等があった場合、農林水産部として現時点でどのような対応を考えているのか。

農林企画課長

福島大学の食農学類の支援については、農林水産部としてこういった支援ができるということを福島大学に伝え、窓口となっている企画調整部を中心に話し合いをしている。

福島大学で全ての実習農場を設置する意向であるが、全ての実習ができるほどの農場を設置するのは大変であるため、農業総合センター等における基礎的な実習の受け入れを行うことや、県内各地をフィールドとして実践的農学教育を行う構想を持っているため、我々が実際にそのフィールドとなる農業者、農業経営者との仲立ちをしたり、課題解決に向けて協力していくこと、また、教員数も38名と聞いているが、全ての講義を賄い切れない場合、例えば、臨時の講義に県から講師を派遣することも考えられるのではないかなど、今福島大学と話をしている。

西山尚利委員

きのうの質問でも述べたが、特に原発事故後の大きな課題として、農林水産物の安全・安心、風評・風化対策が大きなテーマとなって、この福島大学の食農学類に結びついてきたのではないかと思う。

食農学類に一番期待するのは、これからの農林水産業を担う人材の育成だと思っており、今、課長から中身について説明があったが、今後、話がもう少し詰まって緊密な関係になっていくと期待しているので、よろしく願う。

整理予算で青年就農給付金の減額があったが、説明を聞き、全体の環境も含め改めて就農の難しさや厳しさを感じた。平成29年度もこの予算は計上されており、今までの青年就農給付金も含めた育成の取り組みの中でいろいろな課題が上がっていると思うが、今後、それらを解決しながらどのように結びつけていくのか。

農業担い手課長

新規就農者の確保に向けた取り組み等については、これまでも、農業振興公社に青年農業者等育成センターを設けて相談窓口を設置し、各農林事務所や普及部等においても就農相談窓口等を設置しながら、円滑な就農に結びつけてきた。

特に最近では、県外から本県農業に就農希望するIターンやUターンの方が出てきている。こういう方々を確実に地域に呼び込み、地域の関係者が一丸となって、技術の習得や住まいの確保等ができる事業をつくり、支援していくこととしている。

また、平成29年度からは、中山間地域等、担い手が不足して確保が困難な地区において、行政やJA等が地域農業を担うための法人等の立ち上げを支援する事業等を準備している。中山間地域の雇用の受け皿にもなると考えているので、よろしく願う。

西山尚利委員

昨年の話になるが、自民党会派の移動政調会で南郷村へ行ったときにトマトの話があり、今の説明にあったようなUJIターンの農業生産者も出てきていて、経営もしっかり成り立っているとの話を聞いてきた。

青年の就農やUJIターンのキーワードの一つはやはりブランド化だと思っており、毎年話が出ていると思うが、改めて、今後県内の農産物におけるブランド化の取り組みをどのように強化していくのか。

次長（生産流通担当）

風評によって失ったブランド力は、例えば会津のコシヒカリや福島牛について、付加価値分がなくなったことによって価格が低下しているのは事実であり、一つはこの失ったブランドを取り返すために、量販店における常設棚での販売やネット販売を回復したい。

それから、やはりオンリーワンというか、本県にしかない、例えば夏秋キュウリやインゲンなどをしっかりと前に出して、本県にしかないものはやはりブランドであるから、品種開発という、農業総合センターの仕事と一緒に進めていきたい。例えば、リンゴだと「べにこはく」のような個性が強いものを後押しして、しっかりとしたブランド力をつくり上げていきたい。

西山尚利委員

きょうの朝刊で、オリンピックに福島県産のトルコギキョウを使えたらという丸川オリンピック担当大臣のコメントが載っていた。ブランド化という意味で、2020年のオリンピックまでのこれからの3年間は非常に大事な期間になってくると考えているので、積極的に進めてもらいたい。

園芸課長

ブランド化について、生産面から少し説明する。

次長から説明があったとおり、ブランド化の点では本県で今まで産地として大きくシェアを占めているものを今以上にしっかりと、市場から求められている品目の面積を拡大するなりして量をキープし、さらには品質もよいものをつくって出

していきたい。

園芸の振興方針としては、キュウリと桃が野菜と果樹の本県の第1位の品目であり、特にキュウリについては7～8月の東京の市場では4割を占め、本県のもものがなくては困る状況がある。さらに9月も出荷量が減ってくるため、そこも期待されており、生産面では長期出荷ができる施設化を進め、量と品質の確保を進めていきたい。

桃も同じように風評の被害は大きいですが、本県の桃はほかの県と違い、わせからおくてまで幅広く出荷できる特徴があるため、さらに品種を早いものと遅いものへと広げていき、しっかりした特徴ある産地として形づくっていきたい。

トルコギキョウについては、量で全国第何位とは述べられないが、会津に非常によいものをつくっている大きな生産者もいる。また、今浜通りで非食用作物としてトルコギキョウやそのほかの花を進めており、生産者も取り組み始めている。あわせてトルコギキョウは、川俣町山木屋地区にすばらしいグループがあり、いち早く出荷を再開し品質面からも評価されている。そのようなところも見習いながら、浜通りのトルコギキョウについて、よい品質のものをつくっていけるようにこれからも支援していきたい。

渡部優生委員

水田の水路などの老朽化対策について聞く。

圃場も早いものは40～50年も前に土地改良が済み、水路も相当老朽化して更新時期に来ており、水漏れなどする用水路が近年多くなってきたと思う。

大水で災害でもあれば、災害復旧の該当となって一度に直すこともできるだろうが、自然劣化で老朽化したものがほとんどである。それらが今更新時期に来ており、通常は改良区等の自前の費用でやっていくことになるが、そこまで手が回らない。それから、改良区自体も人材不足で技術者がいなかったり、ノウハウを持っていなかったりすることもあって、なかなかそこまで手が回らないところがある。

きのうも質問したが、多面的機能に取り組んでいる集落は、ちょっとした水漏れ程度のものは直して延命化を図るなど、臨時的なことはやるが、取り組んでいないところも多くある。そのようなところは、実際は改良区の役員などが行っている。

しかし、それもだんだん手が回らなくなっているようで、そういうところは、計画的に改修するなり、県としても現場の改良区や市町村とよく協議しながら、計画的に更新したり、延命化をしっかりと行っていく時期に来ていると思うが、水路等の老朽化対策について、県として今後どのように対応するのか。

農村計画課長

土地改良施設、農業水利施設等の老朽化対策についての質問である。

委員指摘のとおり、老朽化した施設が数多く存在する状況であり、新しいものをつくり上げていく時代から、今ある財産、ストックをしっかりとつないでいく検討をしている。

小さな補修については多面的機能支払などがあるが、ダム、頭首工、水路などの基幹的な農業水利施設等については、施設を地域で掌握していくため、管理を定期的に行い、必要に応じて専門的に診断する施設管理システムを今つくり上げている。

新しいものをつくり、古くなったら更新する考え方も一つの方法であるが、これからの基軸としては、ストックマネジメントの考え方で、全体の費用、ライフサイクルコストを少なくするための攻めの管理や診断の中で、計画的に補修していく。

その中で、高齢化や担い手の負担を軽減するために、全体のコストを下げ、今ある施設等をしっかりと次世代につないでいける、そして農業振興ができるよう目指していきたい。

渡部優生委員

資料を見て、今、県でも基幹水利施設のストックマネジメント事業を進めていることはわかるが、問題は費用負担だと思う。

改良区も財政難でやっとなやんでいるところが多く、規模も大小さまさまあって、本当に小さな昔からの慣行水利でやっている改良区もあれば、ある程度大規模でやっているところもある。そうした中で、技術者もおらず、小人数でやっていると、なかなかそういうマネジメントが回らないと思う。そういうところには県も支援していくべきだし、実際に改修をしたりするときに、費用負担をどう考えるかが一番のネックになると思う。

その辺の特に費用負担の部分について、県としてどのように考えているか。

農地管理課長

土地改良施設の改修に当たる費用負担について、零細な土地改良区は、突然の事故等に対する費用負担が難しいと聞いているが、農村計画課長から説明があったように、定期的な診断を行いながら長寿命化を図り、なおかつ計画的に改修を行っていくことが必要かと思う。

そのための一つとして、各土地改良区が費用を積み立てる適正化事業がある。国が30%、県が30%、土地改良区が40%の負担割合で、積み立てながら更新時期を迎えて負担する形になるので、負担の軽減化が可能だと考えている。

渡部優生委員

全額、国や県というわけにはいかないし、地元負担もあるだろうが、この40%を負担し切れないのが現状だと思う。この辺は今後、ぜひ検討してもらいたい。

また、これは改良区の問題であるが、大規模化、集約化を進めている中で、改良区自体の対応能力が重要になってきていると思う。老朽化した施設の改修や改良を手がけることになると、小さい改良区がたくさんあっても対応し切れないこともあり、一定の整理が必要な時期に来ているのではないか。

これは自治組織であるから、県が強制的にどうこうというわけにはいかないと思うが、そういう体制について、県としてはどのように考えているのか。

農村計画課長

改良区の体制についてであるが、現在本県には会津に1つある連合を加えて、土地改良区が90ある。

これまで、さまざまな事業実施等の中で土地改良区が生まれ、それが一定の役割を担ってきた。本県の農業、農村を守っていく大きな柱となるのは、恐らく土地改良区だろうと考えており、土地改良区の体制強化については、これまでも、そしてこれからも、中心的な施策としていろいろ知恵を出していきたい。

もちろん小さな土地改良区もあるので、土地改良区の統合については検討している。あわせて、先ほどの話にも通じるが、農業水利施設等については、今、担い手政策の中で地域の担い手がしっかりともらえる農業を展開することもあり、そうすると、地域の農業水利施設等の管理を担い手に全て任せることは、現実的に難しいと考えている。その意味でも、土地改良区が一定の役割を担っていく、もしくは、行政との役割分担の中でこれまでの役割を再編していくための議論を、国も交えて今始めている。

多面的機能支払等の地域の方々为抓手でしっかりと守っているところについては大事にし、もう少し大きなくくりの中で土地改良区为抓手で地域、農業、農村を支えていく形になるように、行政としてもしっかりと知恵を出し、相談していきたい。

また、先ほどのストックマネジメントの補足であるが、計画的に積み立てて基幹的な農業水利施設等を設置、補修していく適正化事業は、地元が4割となるが、国庫補助事業については、例えば地元が10%といった基幹的な水利施設の整備

事業もあるので、今後も国に対し、地元をしっかり守っていける策についても求めていきたい。

渡部優生委員

今の答弁を聞いて、認識は同じだと感じた。

多面的機能で行っている集落はあるが、あくまでも任意団体であり、地元の協力を頼って行っているもので、いつ解散するかもわからない。しっかりとした体制を持って進めていくには、改良区の役割は重要になってくると思うし、いろいろな行政課題をさらに担ってもらい場面もこれから出てくるのではないか。そのためにも改良区をもう一度見直し、役割をしっかりと担っていくための体制強化が、大規模化や高齢化で農家がどんどん少なくなっていく中では必要だと思う。これからぜひ検討してもらえればと思うので、よろしく願う。

佐藤義憲副委員長

林業について聞く。

2月に会津で、「The 13」のシンポジウムがあった。県からは企画調整部の政策監が出席し、パネリストとして話をしてしたが、それについて今後の取り組みや県の考え方、農林水産部としての考え方を聞く。

林業振興課長

シンポジウムに企画調整部政策監が出席した折に、我々も事前にいろいろと意見交換をした上で参加してもらっている。

そのことだけでなく、会津であのような検討が今なされていることを当然承知しており、会津の林業が抱えるさまざまな課題等を解決するため、これまでも取り組んできた。あのような検討についても、これからも注目し、今後の具現化といった動きの中で、さらに密接にかかわりたい。

佐藤義憲副委員長

具現化に向けてとの話だが、今、会津で13の市町村が、あのような形で一体的になって広域的な取り組みを図っていくという意気込みの中、今回、企画調整部政策監が出席していたが、農林水産部としても、注目だけでなく、ぜひ積極的にかかわってもらいたい。造林関係や間伐等いろいろとやっているが、出口の話が非常に重要だと思うので、県としてもしっかり検討、協議してほしいと強く求めておく。

斎藤健治委員

本県の人口は、平成9年ごろが210万人で一番多かったが、今は20万人くらい減って190万人を割ってしまった。

ちょうどあしたで丸6年になるが、平成23年3月11日にあの震災と原子力発電所の事故が起きて、県職員は何か足りない形になってしまい、全国から応援を受けている。原発の問題は30年も50年もずっと先までかかると思うが、そろそろ他県から来ている人に帰ってもらい、現実の姿になってくるときに、人口が減少しても県職員が減らないのはおかしいことである。

そこで、農林水産部でも再編を考えなければならない。以前、決算審査でいわきに行ったときにも述べたが、いわきは全部、1市だけのことをやっており、農業も林業も同じ農家を相手にしている。そして、いわき市でやることと全く同じ事業を羅列して、いかにもやったようにしている。違うのは、営農指導員がいわき市にはおらず、県には普及所があることくらいである。

土木部は、3桁国道や県道、河川工事は県で全部やる。漁港は多少、農林水産部でもあるが、港湾事業は県の土木部でやる。だから土木部の場合はいわき市でも仕事があるが、農林水産部は同じ農家を相手にやるから重複してやっているだけである。営農指導の部分はいわき市にはないため、これは確かに県でやっている。

双葉郡や飯舘村が3月31日、この4月1日からいよいよ帰還し、富岡町役場や双葉警察署などが原状復帰になってくる。今一番ひどいのは、飯舘村でもどこでも、除染で表土を剥がしたことでどうにもならない田畑になってしまったことであり、営農を復活させていくとなると、かなりの事業量が出てくると思う。

林業も、山はほとんど除染していないからこれから間伐したり指導して復活させないと、飯舘村などでは本当に生活にならない。飯舘村は、村の面積のうち国有林が7～8割あったところで、その国有林の木を払い下げてもらって炭を焼くなどしていた商売が全滅である。

先ほどトルコギキョウと言っていたが、飯舘村でやっていた人もかなりいたから、食物でなく、そういうものをつくるのはよいと思うが、その指導も本気になってやらなければならない。

そうすると、今の人員で間に合うのかと心配になってくる。余っているとは言わないが、いわき農林事務所は、ほとんど市と同じことをやっているから、再編して相双農林事務所に人員を回さなければならない。それについてどう考えているか。

部参事兼農林総務課長

現在の農林水産部の組織体制であるが、委員指摘のとおり、県外から46名の職員の応援を得て対応している。平成32年までの復興・創生期間について、まだまだ圃場整備や海岸防災林の整備があるので、他県からの応援をもらってしっかりと取り組んでいきたい。

いわき農林事務所の業務であるが、いわき市と重複しているのではないかとの話である。しかし、農林事務所の圃場整備等については、県営事業で行っているところがあるので、いわき市と重複したことを行っているのではなく、県営の圃場整備事業、あるいは県の農業指導といったことを行っているので、理解願う。

相双、飯舘地区の営農指導体制については、これから必要だと我々も考えており、この4月からは、相双農林事務所に営農再開の人員を強化して対応することとしている。具体的には、原子力被災12市町村農業者支援事業に対応するための人員を増強して対応することとしている。

また、双葉農業普及所については、現在、広野町において川内駐在を合わせて13名体制で、双葉地域の営農再開をしている農業者に対して対応しているので、こちらについてもしっかりと対応していきたい。

斎藤健治委員

いわき農林事務所が全然やっていないと言っているわけではないが、対象の農家はいわき市で面倒を見ているのと同じ農家である。

郡でやっている、各市町村でできない部分があり、農業委員会でも何でも指導しなければならないが、いわき市は中核市である。県が入らなくても、農業委員会も全てできる制度になっている。保健所もいわき市には県のものではなく、いわき市でやっている。そういう制度になっていることを頭に置いて質問している。

残念ながら、幾ら説明してもいわき市と同じ農家の面倒を見ている。同じ1市でも土木部の仕事はかぶらないが、農林水産部の仕事はかぶっている。

これは飯舘村だけでなく、葛尾村も、これから浪江町も富岡町も、皆同じことが起きているから、指導も全て徹底的にやらしてもらわなければ回復しない。双葉地方は県が出て行く場面が非常にあるが、はっきり言うと、いわき市は余っている。30年も40年も前から同じことをやってきたのだから、そろそろいいかげんにしてくださいと言わなければならない。

皆もわかるように、たった一つの市で、それも中核市だから、いわき市の場合は全て県が指導しなくてもできる制度になっている。建築確認もいわき市でやるから、農業土木も全部いわき市でできる。県が指導しなくても、国との調整が直接できる。そういう制度になっている地域を相手にしてやるよりも、そろそろ隣の地域が忙しくなるから、制度変更をし

たらどうかと聞いている。忙しくて人が足りないからほかの県から借りてまたやろうというのは、いかがなものか。

絶対違うと言うなら、一緒に行ってみなければならぬ。私は以前聞いているが、いわき市の事業と県の事業で、全く同じ名前の事業をやったことになっていて、実際は県の農林水産部でやっていることは、ほとんど名前だけである。

もう7年目で、皆帰還して戻ってよいよ営農再開となるが、仕事がないから残念ながら3割も帰らない。川内村も天皇陛下が来た日は大勢いて、随分戻っていると思ったらそうではなく、あの日に来ただけである。実際に住んでいる人は、若い人は余りいない。なぜなら、あそこで今、商売ができないからである。

双葉地方では、4月からどんどん帰還させる。そのとき県がしっかり対応しないと、特に農業が強烈で、これを復活させるのは大変である。そこで、県職員をふやすのではなく、余り仕事をしないほうから回したらどうかとわざわざ言っている。

農林水産部長

委員指摘のとおり、双葉郡の農家が帰還して営農再開をすることについては、農林水産部として一番のプライオリティを置いて取り組んでいる。

個別具体的な話を述べると、今まずは認定農業者、中核になる人たちの気持ちを探るために話を聞いてきた。それだけではなく、もっと小規模の方の意向も市町村と一緒に聞いて、今巡回させようとしている。

それに当たっては、県内のいろいろなところに住民が避難して生活していることもあるので、相双農林事務所だけでは当然手があかない。効果的に事業を進めるためにも、各農林事務所の普及担当をその巡回にしっかりとはめながら意向を聞き、その方たちの意向や市町村のビジョンを踏まえて、それぞれの地区の営農再開をどうしていくかの具体的な取り組みについて、人を寄せ集めながら対応しようという気持ちではない。

委員指摘のいわきの事務所をどうするかについては、総務部との調整の中で、我々の気持ちだけでは進められない部分はあるが、具体的な事業の進め方においては、各事務所の管轄エリアの枠を超えた形で対応するよう心がけている。

斎藤健治委員

他の地域から集めるのもよいが、私は特にいわき市のことを言っている。いわき市が中核市でなければ別だが、自分の力でできる制度になっている。県が同じところに入って、やりもしない仕事をいかにもやったように書いている。そろそろ考え直したらどうか。

被災12市町村について、本当に営農再開できるのか、難しいがそれをやらしてもらわなければならない。帰らない人もいるが、ある程度やらないと、福島県は本当に復興したのか、ほかから来て見たときに、田畑が除染したままになっていて草がぼうぼうになっていたとなると、「これは」と普通思う。我々も、時々東京から来る我が党の幹部と一緒にいき、真っ黒い袋が重なっていて、どうにもならない状態の田を見ると、そういうことを言われる。

相双地域を復活させることが一番本県の風評被害払拭につながる。だから、12市町村をしっかり復活させなければならぬ。あの道路脇の田に、本当に作付されてきてくれば、「復興したな」と感じる。

この4月から本格的に始まるのだから、農林水産部はそのくらいのことを頭に入れて、「やってやる」と、「営農再開を何とかさせていくのだ」と取り組んでもらわなければならない。強引に指導してでも、補助金を出して機械でも何でも金を出すとやっているわけである。

ずっと続けることはないが、2～3年くらいは集中的に人を投入して思い切ってやらないと、気持ちがどちらに行ってもよいかかわからない。鏡石町にも浪江町の農家が来ており、自分はどうかと思っている人が実際にいる。ここで少しばかりやっているよりは、地元土地があるのだから帰ったらどうかと私は言っているが、そういう人を戻らせる環境をつくるには、農林水産部の職員が営農指導を徹底的にやるしかない。隣には要らないような人がいるのだから、こちらに来たらどうかと言っている。答弁は不要である。

瓜生信一郎委員

和牛の子牛について聞く。

震災以来、子牛の値段が高騰しているとのことで、子牛が高騰すると、今度は肉用牛の肥育のほうが大変になると思う。震災で、岩手、宮城、福島各県の生産量が落ちており、本県が一番、子牛の繁殖農家の戸数も廃業する人もいるとのことだが、現状はどうなっているか。

畜産課長

子牛の高騰の問題であるが、ずっと高値で取引されており、下がる状況がなかなか見えない。

これを解決するには、やはり子牛の数がふえていかなければならないため、県としても、ある程度大規模な農場や施設に対して支援してふやしたり、あるいは酪農種の中に黒毛の子牛の種をつけたりして、ある程度ふやす形にしているが、高値がとまるところが今のところない。

瓜生信一郎委員

本県は震災以来35%程度減っているとの報道もあったが、震災前と震災後の農家戸数、繁殖農家の比較があれば聞く。

また、高い値段で子牛を買うことになれば、その分だけ収益が減ることになり、肥育農家が困る。その辺をこれからどのように対応しようとしているのか。

畜産課長

肉用牛の繁殖農家で述べると、震災前4,020戸あったものが、震災直後3,080戸となり、現在2,500戸となっている。繁殖だけでなく、肉用牛全体の頭数では、震災前7万4,000頭いたのが、現在は5万2,600頭となっている。

また、どのように対応していくかについては、まだ発動していないが、国でマルキン対策ということで、原価が所得を超えるときに補償する対策が現在とられている。

瓜生信一郎委員

高齢化で廃業することがあるが、本県もいろいろブランド化しているから、将来のことも考えていかなければならない。

これ以上減らないように、県独自でこれらのこともしっかり支援する必要があると思うが、どうか。

畜産課長

県独自となると、例えば、被災地域に対する12市町村の4分の3補助の事業、あるいはクラスターなり、東日本で増頭対策は考えていきたい。

瓜生信一郎委員

平成29年度の予算にも、復興の関係で肉用牛の予算が入っているようだが、子牛の繁殖農家が、安定的に生産できる体制をしっかりつくってほしい。

またきのう、林業公社について質問があり、分収林も賠償の対象になると思うが、その辺はどうなっているか。例えば会津であれば、一律1ha当たり5万円の賠償となっているが、県はどのような対応をしているのか、分収林に対して東京電力の賠償請求ができるのか。

森林整備課長

林業公社の分収林契約の中で、森林所有者については、契約の証明を公社がすることによって東京電力から賠償する形で進んでいる。

公社の持ち分の賠償については、東京電力と今話を進めており、大体の金額が固まったので請求事務を行う状況になっている。

瓜生信一郎委員

おおむねでよいが、面積や賠償請求の金額はわかるか。

森林整備課長

まだ正式には確定していないが、今のところ、公社に入ってくる賠償額は4億8,000万円程度と認識している。

瓜生信一郎委員

これも一つの公社の財源として活用できると思うが、林業公社も前の議論で500億円の借入金があるとのことだった。そのうち3億円を減額したとの話であったが、林業公社の分収林が始まったのは昭和43年ころだったと思う。今から10年以上前に見直しがあり、平成80年までに当時で3億円だけの借入金が残るとの話だったが、当時はまだ100億円程度で、現在500億円である。

分収林の間伐やいろいろな部分で返していくとの当時の説明だったが、林業公社の借入金の返済計画について、現在もあの返済の考え方が継続しているのか、今どのようになっているのか聞く。

森林整備課長

公社の返済計画であるが、基本的にはあの当時のスキーム、契約地の立木を途中で間伐収入を得ながら、最終的に伐採して収益分収を行って、最終的に利益分で借入金と相殺するスキームである。ただ、材価やそれ以外の伐採のための経費など、計算するための要件が多少変わってきている。

また、金利の動き等もあるので、公社で再計算したりしながら返済計画に取り組むとともに、公社の運営自体の経費の節減などを図っていくとしている。

さらに、昨年度から取り組んでいる政策金融公庫からの借入元金と金利の返済の中で、長期債務を少しずつ減らしながら、分収林の契約期間を延ばして、債務の累計を減らすことに努めている。

瓜生信一郎委員

あの当時、そのスキームをつくった。伐期80年、分収率を8対2、市町村は9対1で、平成80年に3億円は残るが返済するとの計画だった。そのスキームはまだ生きていと理解してよいか。

森林整備課長

基本的なスキームについては、現在も変わらずにある。

瓜生信一郎委員

分収率の変更は、各土地所有者の承諾を得なければならない。市町村はほとんど承諾を得たと聞いたが、個人や団体から8対2にしてもよいと承諾を得た実績は、今どのくらいになっているか。また将来、どの辺まで100%の承諾を得られる体制でいこうとしているのか。

森林整備課長

委員指摘のとおり、市町村については、まだ了解を得ていないところが1市町村ある。そちらについては、これから、ふくしま森林再生事業等と公社で当該市町村の森林の再生に協力しながら、分収割合の変更に了解を得られるよう努めていきたい。

なお、一般の森林所有者との契約の変更であるが、どちらかといえば契約期間の延長には理解を示しても、分収割合の変更には了解を得られず、再度話し合いを進めなければならない方もいる。全2,763名の個人契約者のうち、変更契約の了解を得た件数が1,750件、63.7%となっている。こちらも、公社で間伐等の収益を上げて分収金の配分をしたりして協力を求めながら、契約の変更に再度努めていきたい。

瓜生信一郎委員

期間を延ばしてもよいが、分収率の変更はだめという方はどのくらいいるか。

森林整備課長

全体の85%ほどは、分収期間の延長に了解している。分収割合の変更もあわせて了解しているのが63%であるから、全体の22%くらいは、期間の延長は了解しても分収割合の変更には了解していない状況である。

瓜生信一郎委員

期間と分収割合の両方を含めて、2,763名の個人全員に当たっていると理解してよいか。

次長（森林林業担当）

委員指摘のとおり、公社として職員が一丸となり、さらには会津と本所に専門の職員を置いて当たっている。そして経過をきちんと押さえている。ただ大きな問題は、相続が難しいことと、共有地について、せっかくまとまっても一人が反対するとできないことである。

どこが問題点かは十分に把握しており、その問題点を解決すべく、専従職員、さらには職員が一丸となって取り組んでいる。

瓜生信一郎委員

公共事業でも何でもそうで、相続や共有地がなかなか難しいところがあるが、これは全てのことについてやらなければならない。平成80年に完結するスキームが決まっているのであれば、それぞれの相続あるいは共有地の問題も解決しなければならない。しっかり対応してもらいたい。

また、22%の方が分収率を変えるのが嫌だと言っている。これも、皆同じ8対2の割合にしてもらわないと困ってしまう。片方は6割、判こを押した人はだめとなるとおかしくなってしまうから、この辺もしっかり対応してもらいたい。

これは国の政策として当時始まったもので、全国で問題がある。公社は県営であるが、全国の林業公社が同じような課題を抱えている。滋賀県は1,000億円もの負債を抱え、これは福島県だけの問題ではない。そして木材の価格が安い。

分収林は1人ではとてもできない状況の中で、すばらしい制度だったはずだが、今ではこのような大変な状況になっている。最終的には解決していかなければならないので、その辺はしっかりと願う。

我々にも責任がないわけでないが、県一体となって、分収林に参加した個人や市町村が安心できる形態をつくってもらうことが一番重要な課題だと思うので、これからもしっかりと対応願う。

何かあれば、これからのことについて発言願う。

次長（森林林業担当）

昨日も説明したが、平成26年度から新しい公益法人に移行しており、引き続き経営の安定に向けた努力を県としても支援していきたい。

特に会津地域については公社の約6割の森林があるので、会津地域の牽引の部分としては大きな力を発揮すると考えている。さらに浜通り、中通りについても放射性物質の対策等があり、公社が持っている技術を町村と連携しながら進めたいと思うので、しっかり取り組みを指導していく。よろしく願う。

渡部優生委員

放射性物質の検査について聞く。

部長の説明要旨でも触れていたが、野生の山菜が2点、河川・湖沼の魚種が4点で、計6点が超過したとのことだが、参考までに具体的にどの辺のどのようなものか

。

環境保全農業課長

平成28年度の検査で超過したものだが、山菜はコシアブラが2点で、1点は西会津町、もう1点は只見町である。魚は4点全てヤマメであり、桑折町、伊達市、それから田村市が2点で、いずれも阿武隈水系のものである。

渡部優生委員

米について聞く。米の全袋検査の継続については賛否両論あるようだが、いつまで続けていくのか、県としてどう考えているか。

水田畑作課長

米の全量全袋検査についてであるが、5年たつ中で、これまでいろいろな方々に意見を聞いてきた。

例えば生産者の一部からは、放射性物質はもう出ず安全な米であるから、やめてもよいのではないかとの意見があったり、一方で量販店に聞くと、買い物客から安全性についての質問を受けることもほとんどなくなったが、検査は続けてほしいとの話がある。また、先般も消費者の団体によるアンケートがあったが、それを見ると、やはり不安に思うので検査はこのまま続けてほしいというのが大方の意見だったと思っている。このような状況を踏まえると、当然ながら今すぐにやめる状況にはないと考えている。

消費者に安心して米を購入してもらう極めて重要な取り組みと考えているので、今後の検査のあり方との質問であるが、県産米の価格や風評の状況も視野に入れながら、生産者はもちろん、流通関係者、そして一番は消費者に幅広く意見を聞きながら、国ともよく相談をしながら対応していかなければならないと考えている。何をどうすると決めてかかるのではなく、予断を持たずに慎重に対応していきたい。

渡部優生委員

平成29年度は予算化しているとのことであるが、30年度以降、やるべきかやめるべきか、我々でも少し迷うところがあるので、その辺はよく検討の上対応願う。

続いて、風評被害と絡んで流通の分野において、農林業についても東京電力の賠償が打ち切りになるのが見えてきたが、今、米について買ったときの部分が実際に起きてきていると思う。会津でも、東京電力から賠償金をもらうのだから、その分だけ安く、すぐに現金で買ってやるとの業者が実際に来て、現金で安く買っていき買ったたきが、震災以降ずっとあった。

そのため、本当の価格が幾らかわからないところが実際にある中で、今度賠償がなくなるに当たり、この買ったたきに

対する認識と対策を県としてどう考えているか。

農林企画課長

流通対策の賠償と買ったたきについてであるが、まず賠償については、承知のとおり平成29年は従来の賠償を継続し、ことし末を目途にそれ以降の賠償について検討していくとのことである。

買ったたきについては、今回、国の事業で県の予算には載っていないが、福島県農林水産業再生総合事業により国が流通実態調査を実施することになっている。これは農林水産省が中心となって、福島県産の農林水産物の実態を調査するものである。これにより、実態と、なぜそのようなことが起こっているのかを調査した上で、対策を講じていくことになると思う。買ったたきと明確に言える状況なのかも含め、この調査で明らかにされていくと考えている。

さらにもう一点、この調査に絡んで、風評に対し、今般、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律が国会に上がっており、国の責任として、風評被害払拭への対応が位置づけられる予定である。先ほど述べた実態調査、また、当該調査に基づく指導助言等の措置を講じると福島特措法にも位置づけられる予定であるので、こういった点から、国でもしっかりとした対応が行われ、県としても協力していくことになると考えている。

渡部優生委員

特措法に織り込まれるとのことで、特措法は本来、復興の拠点整備をする法律なのだろうが、その中に流通の部分が特別に盛り込まれたことは、非常に特筆する部分であると思うし、今県が一番欲しい情報をこの法律に基づいて調査してもらえるので、ぜひこれを活用し、風評被害の払拭や買ったたきの問題の施策に生かしてほしい。

この法律はまだ通っていないが、これに基づき、国がどのような部分を行って、県はどのような部分にかかわり、どういう実態調査を行っていくのかについて、もう少し説明願う。

農林企画課長

国の流通実態調査については、まだ固まっておらず、これから国で内容を固めて調査会社等に基礎的な調査を依頼すると思うが、調査対象としては、生産から流通、消費に至るところまでで、福島県産のものを中心に追いかけていく調査となる。品目も、米、畜産物、青果物、林産物、水産物で、本県の主要な産品については調査していくとのことである。

県のかかわりとしては、この調査を実施するに当たり、福島県産農林水産物の風評払拭対策協議会をつくっている。農林水産省、復興庁、内閣府、これに福島県、さらにはJAグループが構成員となっており、実際にどういうところに福島県産のものが流通しているかは県でない把握できないところであるので、そういう情報を提供しながら、どのような調査をしていくかというところから協力をしていきたい。

渡部優生委員

これからとのことであるので推移を見ていきたいと思うが、いずれにしても今度は大がかりに本格的にやってもらえるとのことである。逆に少し遅かったのではないかと思うくらいだが、ぜひ有効な使い方をして、施策に反映できるものにしてほしい。よろしく願う。

西山尚利委員

午前中の渡部委員に続き、担い手の件についてももう何点か聞く。

プロフェッショナル経営体ということで進めてきているが、プロフェッショナル経営体の現状やこれからについてと、プロフェッショナル経営体のGAPの認証取得について、県はどうかかわっていく考えなのか。

農業担い手課長

まず農業のプロフェッショナル経営体という言葉であるが、事業の中で、農業所得で1,000万円以上、法人であれば1億円を超える経営体をプロフェッショナル経営体と位置づけ、それらの目標を達成するために必要な支援をしていく形で取り組んできた。

2015年の農業センサスによると、現在、本県の1億円以上の経営体数は76となっている。この数字が多いか少ないかであるが、我々としてはまだまだ少ないと思っている。引き続き、プロフェッショナル経営体を育成するための事業を活用し、国の経営体育成支援事業等も活用しながら、大規模な農業経営体の育成に努めていきたい。

またGAPの件については、担当課が違うが、我々としては、大きな農業経営体はもちろんこのGAPに取り組んでもらい、本県の米や野菜の風評払拭もあわせて進められるようにしていきたい。

西山尚利委員

きょう、担い手について質問している大きな理由の一つに、農林業にかかわっている方々の著しい高齢化の問題がある。

そこで、農林水産部として、県立の農業高校とのかかわりを持ってもらいたいのと、県立の農業高校でGAP教育の必修化等も考えていかななくてはいけないと思うが、所管の範疇で回答願う。

環境保全農業課長

農業高校についても、GAP推進の対象として非常に重要だと考えている。

高校で学んでいる学生が高校にいるときにGAPを身につけ、速やかに産地に戻ってそれを広めてもらうことで、本県のGAPがより早く拡大していくこともあるし、何より農業経営者にとって、GAPは経営改善の手法として非常に有効なものであるから、その面からもぜひ農業高校として取り組んでもらいたいとのことで、先日、農業高校の校長の集まりに我々も出席し、その際にもGAPについて説明した。

今後、具体的に各農林関係の高校からいろいろな情報があるだろうから、それに対応して推進していきたい。

渡部優生委員

全国植樹祭について聞く。

平成28年度に続き、29年度も準備費が上がっており、3億8,000万円ほど計上している。本番は再来年度となるが、事業の目的や概要を説明願う。

全国植樹祭推進室長

全国植樹祭であるが、来年の春に南相馬市原町区の海岸防災林で開催される予定である。招待者については6,000名程度、県外から2,200名、県内で3,800名程度、サテライト会場やPR会場で1万3,000名で、スタッフ等と合わせてトータルで2万2,000人の規模で開催する予定である。

事業費の主なものであるが、海岸防災林の中に会場をつくるので、芝張りや路盤等の大会会場の整備で約1億5,000万円、天皇皇后両陛下の御座所となるお野立所等の仮設設備整備で大体1億5,000万円となっている。

渡部優生委員

ぜひ成功できるよう頑張ってもらいたい。

この時期に本県で開催するのは、復興をアピールすることも大きな狙いの一つにあると思う。パンフレットなどいろいろ見ているが、余りそういう表現がなかったように感じており、よい機会にもなると思うので、もっと復興の状況などをアピールしてもよいと思うが、どうか。

全国植樹祭推進室長

全国植樹祭を通じて本県の復興を発信していきたいと考えており、今回の大会会場については、震災で被害を受けた海岸防災林を会場としている。

平成23年度から、林帯幅200mに及ぶ大規模な海岸防災林の整備に努めており、式典会場となる海岸防災林について来年度には整備が完了するため、来県者に本県の復興の姿を見てもらいたい。

渡部優生委員

ぜひ成功に終わり、効果の上がる事業となるよう願う。